

抽出事案一覧

公募型指名競争入札

- | | | | |
|---|------------------|--------|------------|
| 1 | 渡名喜漁港第2沖防波堤工事 | 土木一式工事 | 農林水産部漁港漁場課 |
| 2 | 西原浄水場小水力発電設備設置工事 | 電気工事 | 企業局配水管理課 |
| 3 | 渡嘉敷港浮棧橋工事 | 鋼支柱工事 | 土木建築部港湾課 |

指名競争入札

- | | | | |
|---|----------------------------|----------|------------|
| 4 | 屋部3号橋橋梁整備工事(P1橋脚) | 土木一式工事 | 土木建築部道路建設課 |
| 5 | 南風原高校校舎増改築工事(架設校舎) | 建築一式工事 | 土木建築部施設建築室 |
| 6 | 那覇浄化センター2系エアレーションタンク機械設備工事 | 機械器具設置工事 | 土木建築部下水道課 |
| 7 | 桃原地区ほ場整備工事(その6) | 土木一式工事 | 宮古支庁 |
| 8 | 祖納港防波堤(西)()工事(1工区) | ” | 八重山支庁 |
| 9 | 南部商業高校大規模改造工事(空調)機械1工区 | 管工事 | 教育庁施設課 |

随意契約

- | | | | |
|----|-------------------------------|--------|--------|
| 10 | 西系列幹線導水施設名護導水工事(第2工区)その2(第5期) | 土木一式工事 | 企業局建設課 |
|----|-------------------------------|--------|--------|

沖縄県公共工事入札等適正化委員会 議事概要

開催日及び場所	平成 16 年 11 月 18 日	
出席者氏名	宮城 嗣宏 委員長 宮里 節子 委員 宮城 千春 委員 有住 康則 委員	
審議対象期間	平成 16 年 4 月 1 日 ~ 平成 16 年 7 月 31 日	
再苦情処理件数	件数 0 件	(備考) 平成 16 年第 3 回会議 平成 17 年 2 月 10 日 (木) 午後 2 時より開催予定。 事案抽出担当委員は宮城千春委員
抽出案件数	総件数 277 件	
一般競争入札	0 件	
公募型指名競争入札	11 件	
通常指名競争入札	252 件	
随意契約	14 件	
	意見 質問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申の内容	な し	な し

意見・質問	回答
<p>Q 1 「渡名喜漁港第2沖防波堤工事」の指名業者は、JVの経営事項審査の総合点数で上位のものから24者を選定しているが、指名した24番目の業者と指名されなかった25番目の業者の経審の点数差は1点しかない。26番目以降の業者はかなり差があるので仕方がないが、1点差しかない業者は指名してもよかったのではないか。</p>	<p>A 1 この工事はJV工事なので、構成員の経営事項審査総合点数を合計し、その上位の業者から手持ち工事がある業者2者を除いて上位24者を指名しています。指名された24番目の業者と指名されなかった25番目の業者の点数は確かに1点差ですが、指名基準審査会一覧表で定められている、予定価格が3億以上のJV工事は指名業者数24者という基準を、指名の客観性という観点から厳格に適用したということです。このような経審点数で判断する場合、点数差がどのくらいなら指名する、指名しないという判断基準が難しいので定められた基準24者で指名しました。</p>
<p>Q 2 手持ち工事が多い業者を指名から除外したとのことだが、指名から除外する手持ち工事の合計金額の基準はあるのか。また、手持ち工事の判断の基準はあるのか。</p>	<p>A 2 明確に定められた基準というものはありません。指名審査会が開催された時の状況等を勘案してケース・バイ・ケースで手持ち工事が多いかどうかを判断します。例えば、審査会が年度当初と年度末に開催された場合やいわゆる上半期の集中発注の直後では、手持ち工事の状況は違ってくると思います。ですから、明確な数値基準というものはありません。(農林水産部)</p> <p>土木建築部の場合は、指名基準を定めた要領のなかで、業者を選定する際に考慮すべき条件や状況が定められていますが、その中に、手持ち工事の状況を勘案して指名することになっています。手持ち工事をどのような範囲でとらえるかによっても指名の運用基準は変わってくるので、土木建築部では、国や市町村、他部局発注の工事は手持ち工事とはせず、土木建築部発注の工事のみで判断しています。受注工事総額については、特に規定はなく指名審査会の際に判断しています。</p>
<p>Q 3 例規集のなかで、最低制限価格の算定については、予定価格の10分の6から10分の8の範囲内で工</p>	<p>A 3 規定では、予定価格の10分の6から10分の8の範囲で予定価格設定者が決定することになっていますが、実際は端数処理程度の差はありますが、ほとんどが予定価格の10分の8の設定となっています。しかし、80%と統一</p>

意見・質問	回答
<p>事の種類等を勘案し決定するとあるが、沖縄県は 80%と統一されているのか。ほとんどの事案がそのようになっているが。</p>	<p>しているわけではありません。工事の種類にもよりますが、現在は資材購入費、人件費等で設計額の 80%をしめるといわれているためそのような設定になっていると思われる。</p>
<p>Q 4 落札率は 97 ~ 98 %が多いようだが、最低制限価格に近い金額で落札された例はあるか。</p>	<p>A 4 土木建築部の今年度の上半期でいいますと 5 件程あります。最低制限価格を下回った入札金額があり、最低入札額から 6 番目の業者が落札したケースや同額入札のためくじによって落札者が決定した事例もありました。</p>
<p>Q 5 そういう場合は、予定価格を高く見積もったとはいえないか。</p>	<p>A 5 予定価格は、積算基準や要領に基づいて積算しているので発注者としては適正な金額だと考えています。</p>
<p>Q 6 事案 10 の随意契約の趣旨は理解したが、随意契約の場合、見積業者は予定価格をあらかじめ知っているのか。</p>	<p>A 6 随意契約の場合は予定価格の事前公表はしていませんので、業者があらかじめ知っているということはありません。</p>
<p>Q 7 公表していないにしては非常に見積金額が近いような気がするが。</p>	<p>A 7 トンネル工事は特殊工事でもあり、歩掛が公表されていることもあってある程度、見積額が予定価格に近接するのは予想されます。また、これまでの第 1 期から第 4 期までの工事積算内訳が契約後に公表されていることもあって、ほぼ積算単価を推測できる状況での見積もりになったためと考えられます。</p>
<p>Q 8 沖縄県で予定価格を大幅に下回るような入札はあったか。随契の場合ではどうか。</p>	<p>A 8 県の工事の場合は、最低制限価格を設定するので、落札率が低い入札というのは、最低制限価格程度の 80 ~ 81 %というケースがあります。最低制限価格以下の入札額であれば自動的に落札不可となります。また随契でも予定価格の 50 %や 60 %で落札した事例はありません。</p>
<p>Q 9 落札率が 100 %ということはないので、入札の</p>	<p>A 9 道路の場合で説明しますと、1 路線でも幾つかの工区に分割して工事を発注するので、その数件分の入札残額</p>

意見・質問	回答
<p>結果、当初予算から入札額を差し引いた、いわゆる入札残額はどのようにしているのか</p>	<p>がある程度の予算残額になる場合には、次年度に予定していた工事の前倒し発注をしたり、その他の路線を整備するために利用するなど効率的な執行をしています。年度末の契約で入札残が出た場合などは、当然、その年度内の有効な利用を図るように努力はしていますが、年度内執行が無理な場合は次年度に繰越すこともあります。</p>
<p>Q 10 予算を繰越さないために年度末に予定がない工事をやっているということはないか。</p>	<p>A 10 少し誤解があるようです。1路線を施工するための執行計画は長期にわたるものなので、今年度執行額、来年度執行額というような予算配分をしますが、今年度執行分の入札が終わった時点で、来年度に予定していた工事が執行可能なくらい入札残額があれば、来年度予定分を早めて執行することはありますが、予算消化のため無用な工事をするということはありません。</p>
<p>Q 11 一工事当たりの入札残額は少なくとも、それを合わせて1工事を執行可能な分くらいあったら、計画予定を早めて執行するということか。</p>	<p>A 11 はい。そのとおりです。</p>
<p>Q 12 那覇浄化センターの事案では資格要件の中で経審の総合点数が900点以上となっているが他の事案をみると1,100点とか1,180点とか事案によって点数の最低基準が違うようだが、この工事の入札参加業者の点数をみると1,200点以上が多いが、何故、900点に設定したのか。資格要件設定の基準を教えて欲しい。</p>	<p>A 12 この下水道の機械設置工事というのは特殊な工事のため、それを専門とする業者数が少ないのです。そのためなるべく多くの業者が参加できるようにするため900点としました。このエアレーションタンクというのは下水処理場の中で一番主要な箇所なので、その機械設置工事は非常に重要な工事となるため、多くの業者が参加できるように門戸を広げる意味で基準を900点に設定しました。</p> <p>ご質問のように、点数を1,200点に設定すると、900点でも入札参加業者が9者しかいないのが、5者しか参加できなくなるのです。また、900点というのは、日本下水道施設業界に加盟するための基準点数なので、900点以上の業者は下水道の専門家と考えてよく、技術力も問題ないと判断できるためです。</p>

意見・質問	回答
<p>Q 13 この浄化センターの工事は公募型なのか。管工事に準じたといっていたが。</p>	<p>A 13 この工事は準公募型です。公募型では工種が土木・建築・電気・管工事の5工種に限られているのですが、この工事は3億7千万以上の工事なので、管工事に準じて公募したので、公募型の指名競争入札となります。</p>
<p>Q 14 個別な事案に関することではないのですが、これまでの落札率をみると98%程度が多く、沖縄県の場合、かなり落札率が高いように思えるが、国や他県の状況と比べて入札制度など同じなのか。それとも、落札率が高止まりになる要因があるのか。</p>	<p>A 14 一部、入札制度に関する先進県というのはありませんが大まかには言えば入札方法はほとんど同じだと思います。他県で平成15年度に落札率を調査した結果がありますが、九州各県をみると、福岡 - 95.5% 佐賀 - 96.05% 長崎 - 91.9% 熊本 - 96.59% 大分 - 95.8% 宮崎 - 96.7% 鹿児島 - 95.8% 沖縄 - 96.79% です。九州の中では若干高いほうですが、他県と比べても沖縄県だけが高止まりになっているわけではないと思います。</p>
<p>Q 15 沖縄県の落札率は全国的にみてかなり高く、1位のようなのですが、今回の事案は大体98%を超えていますよね。低い落札率は何のくらいですか。</p>	<p>A 15 落札率は全国的にみると上位に位置していますが、1位ではありません。今回の抽出事案は、たまたま、落札率が高い事案が多かったもので、そのような印象があると思いますが、土木建築部の去年の平均落札率は、先程も申し上げますとおり96.79%です。1番低いのは最低制限価格の80%があります。</p>
<p>Q 16 先進的なところと比べるどうか。落札率が高いのがいいのか、低いのがいいのかは一概には言えないと思うが、業者間で談合があると落札率が高いレベルになる懸念がある中で落札率が96%から98%の間で入札がなされているのをどう思うか。</p>	<p>A 16 先進県と言われている宮城県は82.3%、三重県が89.1%です。 低入札 - いわゆるダンピング受注が問題になっている現状を考えると落札率が高いから悪く、低いから良いとは一概には言えないと思っています。予定価格が適正な価格に設定されているなら90%台でもおかしくはないと考えています。 先程の先進県で落札率が低下しているのは、一般競争入札を拡大したり、電子入札を導入するなどの制度改革を行い、多くの業者が入札に参加できるような制度になっていて、業者間の競争が激化し落札率が低下している傾向にあるようです。</p>

意見・質問	回答
<p>Q 17 今の傾向としては電子入札の方向に向かっていくということか。沖縄県ではどうか。</p>	<p>A 17 はい。すでに導入している県もあり、沖縄県も平成 19 年度からの本運用に向けて電子入札システムを開発中です。</p>

議題4 沖縄県総合福祉センターに係る注意喚起について

・概要説明（施設建築課）

所在地：那覇市首里石嶺町

敷地面積：10,934 m² 延べ床面積 13,165 m² 地下1階、地上5階

構造体：中央3棟、東棟・西棟2棟式（中心に集会スペース）

工期：H13年度～H15年度

総事業費：40億円（内20億は総務省地域総合整備事業債）

平成5年度 福祉保健部で基本構想立ち上げ

平成6年度 基本計画の策定（設計はコンペ方式）

平成8年度 設計プロポーザルエスキズ競技を実施

コンペの結果、43点の応募の中から、県内設計事務所の企業体からなるチームドリームが選定された。

基本設計開始

平成11年度 実施設計 - - 那覇市福祉のまちづくり条例施行（H11.12.28）

那覇市と事前協議を行い協議済書を受領

平成12年度 工事開始

工期：H12.12.21～H15.1.6

平成14年度 H15.2月 供用開始

那覇市の福祉のまちづくり条例による検査で不合格となる。

不合格となった原因は基本的ミスの粗雑監理によるものであった。

平成15年度 4月に設計事務所を含めた施工業者より顛末書を受領し、不合格

となったところを業者の責任において是正させる。

施工監理を担当したチムドリームに対し、文書による注意喚起を行う。

平成16年度 供用を開始後、福祉団体、障害者団体等の利用者からの改善要望が

あった外廊下に面する重いサッシの改善、自動ドアの設置要望、手すりの両側設置、防犯カメラの設置等の追加工事を行う。

Q1 これほど大幅な手直しを要したにも関わらず、設計上のミスではなく粗雑監理ということで、設計料の減額等はせずに全面的な修正をさせたということですか。

A1 はい。那覇市の条例で不適合となったところは、設計を担当した企業体や施工業を含めた業者の責任において是正させました。

Q2 設計、施工の全部の業者ということですか。本来の原因からいくとどこの業者の責任が重いのですか。

A2 設計監理者です。

Q 3 施工業者からすると設計図どおりに製作したのに、後で瑕疵があるとなったら非常に問題があると思われませんが。

A 3 実際に施工する際には、設計図以外に詳細な寸法などの施工図を起こすのですが、その際に、那覇市との事前協議で、内法の幅が 85 cmとなっていた出入り口を、一部 80cm で施工図を作成してしまったのです。その施工図は事前に設計事務所にチェックを受けることになっているのですが、設計事務所もそれを見逃してしまったというわけです。

Q 4 本来ならチェック義務のある設計監理者に大きな責任があるのでは。それにこの不適合箇所というのは、条例違反なんですか。建築基準法に違反しているわけではないのですね。

A 4 はい。建築基準法にはクリアしています。沖縄県にも同様なまちづくり条例があるのですが、それにも違反しているわけでもありません。県の条例より那覇市の条例の基準がより厳しくて、前述の出入り口でも、県では 80cm 那覇市では 85cm となっているため、不合格となってしまったのです。

Q 5 それでもやはり事前に協議してあった数値をチェック出来なかったことが、身障者サイドからの使い勝手が悪いので改善して欲しいという要望になって、7,500 万円もかけて手直しをすることになったのではないのですか。チェックの意味がなかったのでは。

A 5 7,500 万円の工事は、不適合箇所の手直し工事ではなく、利用者サイドから要望があった利便性を高めるための追加工事です。不適合箇所を是正するための工事費用は業者が負担しました。

Q 6 基本設計から実施設計、仕様書の段階でのチェックはなかったのですか。どの段階でのチェックミスなのですか。

A 6 それぞれの段階でチェックは行っているのですが、不適合箇所というのは、全部の出入り口というわけではないのです。一部の箇所が 84cm とか 80cm しかなかったのです。それと廊下等のスロープの勾配は 12 分の 1 以下と定められているのですが、それも一部 12 分の 1 以上の傾斜になっている箇所があったのを那覇市に指摘されたのです。

Q 7 これらのことは多分、身障者の方々にとっては大きな障害になると思いますが、こういう合意形成がどの時点でなされたのかが問題となると思いますが。

A 7 実施設計段階では事前協議を行っていますから、施工の段階でそういった数値を見落としてしまったのです。

Q 8 利用者側の使い勝手が悪いと指摘されたことなんですが、設計段階で利用者の意見を聞くことはなかったのですか。具体的な模型作製はなかったのですか。

A 8 もちろん、基本設計の段階で入居者団体、障害者団体にも意見を聞いたのですが図

面段階でのヒアリングだけでは、詳細な動作環境だとか、空間、立体的な関連性がつかめなかったようです。模型ももちろん作製しました。那覇市の条例に違反していると新聞等で取り上げられたので、各関係団体が視察や見学等を行ったのですが、実際に利用してはじめて、企画段階や実施設計時には想定出来なかった不都合な箇所が出てきたわけです。例えば、設計段階では「空間構成が大変素晴らしい」と賞を受賞したほどの評価をうけましたが、その開放的で透明性のある空間を得るために外廊下となっていますが、その出入口はすべて掃き出しのドアとなっています。それも、腰付きではない全面ガラスのサッシが外廊下に面して入っているわけです。しかしながら、沖縄は台風の常襲地であるため、台風時の雨水進入防止対策としてサッシの「雨返し」が必要なのですが、バリアフリーということでその雨返しが十分にとれない。そのため、雨対策として通常よりは重いサッシにしなければなりません。それでも、利用者のことを考えサッシを特注し、可能な限りサッシの重量を軽くしたつもりですが、それでも、利用者からは重くてドアの開閉が大変との指摘でした。解放された明るい空間をつくりたいという当初、我々が意図したのと違った結果となったわけです。

Q 9 使い勝手が悪い所というのは、基本設計の問題ではなく、建物が出来上がって実際に利用してみないと分からないというところがありますよね。見栄えも良くて、快適にと意図したところと台風対策のための処置等との整合性が難しかったということですか。

A 9 はい。例えば、出入口の有効幅が不合格となった場所の一つは、給湯室なんです。施工業者は、給湯室には車椅子の出入りはないだろうという判断で、通常の事務所の出入口の幅で施工図を作製したようです。県の条例の 80cm はクリアーしているので 80cm でも大丈夫と判断したようですが、那覇市の条例には違反していると。福祉の殿堂という建物ですから高齢者など色々な方が利用するというので、那覇市の条例では給湯室でもどこでも、内法の幅は 85cm 必要でドアの厚み分有効開放に足りない箇所を不合格としたようです。

Q 10 福祉施設なのに重い扉だけで自動ドアがひとつもないのも少しおかしいと思います。自動ドアは台風のために適切ではないと判断されたのですか。

A 10 ドアについては、設計監理者がドイツだったと思うのですが、先進国視察に行つて、施錠の時に水密性の高いドアで特養とか老人ホームの福祉施設で採用されているもので、開放的で明るい空間をつくるという設計意図から採用されたようですが、結果的には不評になってしまいました。

Q 11 むこうの身障者の方には簡単に開け閉めできて、こちらではそれが出来ないというのは、同じものを採用せず違ったものを採用したということですか。

A 11 そういうことではなくて、視察国にはこのような種類のドアがあるということで、地元のアルミサッシ業者と一緒に研究し、台風対策用の水密性の高いドアを製作したのですが、少し重い感じだが、このくらいの重さなら大丈夫だろうと判断して施工したようです。ドイツなどのヨーロッパ はあまり風が強くないですから、軽いサッシでも大丈夫だと思うのですが、台風常襲地である沖縄の自然条件に合わせて、風圧に耐え雨替えしも

いらぬサッシは重量が違ふものになつた。それでも可能な限り、軽くするようにしたとのことですが。

また、利用に際して、不都合とされた点の一つにこの建物の前に都市計画道路の石嶺線が出来るとの予定があつたので、その道路と建物の間に「ユイの森」というのを計画してゐました。その時の建物へのアクセスが、石嶺線からメインエントランスをとおり地下駐車場におりていくようになっていたのが、この石嶺線がなかなか進捗しないので、この「ユイの森」が同時に整備出来なかつた。そうすると、暫定的にスペースが空いたので駐車場を整備したのですが、その時に併せて、そこからもアクセス出来るように工事をすれば良かったのですが、工事の面からも予算の面からもなかなか対応出来ずにつくつてしまつた。そうすると、車椅子を使用している方がこの駐車場を利用すると砂利が入つて車が入らない、総合案内板がないなどの要望が出てきたようです。我々が設計したアクセス方法の、エントランスから地下駐車場におりてエレベーターを利用し建物に入るという方法をとれば車椅子の方でも問題はなかつたと思うのですが、グラウンドレベルに駐車場があると、どうしても地下にある駐車場より、その駐車場を利用する方が多く、前述の使いづらいつとの意見になり、当初の我々の意図したものとは違つた結果となりました。このように、いろいろな複合要因があつて問題化してしまつたのです。

委員の意見

事前に協議してゐながら、違ふものを施工してしまつたということは、やはり大きな問題ですね。立派な建物なのに最初からケチがついてしまつたのはとても残念です。このような建物を造るときは、今回のケースのように健常者だったら何でもないことが、障害がある人たちには大変利用しづらいつ場合があるということなど、建物利用者の立場をもつ意識をして施工にあたらなければならぬのではないのでしょうか。

議題4 沖縄県総合福祉センターに係る注意喚起について

・概要説明（施設建築課）

所在地：那覇市首里石嶺町

敷地面積：10,934 m² 延べ床面積 13,165 m² 地下1階、地上5階

構造体：中央3棟、東棟・西棟2棟式（中心に集会スペース）

工期：H13年度～H15年度

総事業費：40億円（内20億は総務省地域総合整備事業債）

平成5年度 福祉保健部で基本構想立ち上げ

平成6年度 基本計画の策定（設計はコンペ方式）

平成8年度 設計プロポーザルエスキス競技を実施

コンペの結果、43点の応募の中から、県内設計事務所の企業体からなるチームドリームが選定された。

基本設計開始

平成11年度 実施設計 - - 那覇市福祉のまちづくり条例施行（H11.12.28）

那覇市と事前協議を行い協議済書を受領

- 平成 12 年度 工事開始
工期：H12.12.21 ~ H15.1.6
- 平成 14 年度 H 15,2月 供用開始
那覇市の福祉のまちづくり条例による検査で不合格となる。
不合格となった原因は基本的ミスの粗雑監理によるものであった。
- 平成 15 年度 4月に設計事務所を含めた施工業者より顛末書を受領し、不合格
となったところを業者の責任において是正させる。
施工監理を担当したチ・ムドリームに対し、文書による注意喚起を
行う。
- 平成 16 年度 供用を開始後、福祉団体、障害者団体等の利用者からの改善要望が
あった外廊下に面する重いサッシの改善、自動ドアの設置要望、手
すりの両側設置、防犯カメラの設置等の追加工事を行う。

Q 1 これほど大幅な手直しを要したにも関わらず、設計上のミスではなく粗雑監理
ということで、設計料の減額等はせずに全面的な修正をさせたということですか。

A 1 はい。那覇市の条例で不適合となったところは、設計を担当した企業体や施工業
を含めた業者の責任において是正させました。

Q 2 設計、施工の全部の業者ということですか。本来の原因からいくとどの業者の
責任が重いのですか。

A 2 設計監理者です。

Q 3 施工業者からすると設計図どおりに製作したのに、後で瑕疵があるとなったら非常
に問題があると思われませんが。

A 3 実際に施工する際には、設計図以外に詳細な寸法などの施工図を起こすのですが、
その際に、那覇市との事前協議で、内法の幅が 85 c mとなっていた出入り口を、一
部 80cm で施工図を作成してしまったのです。その施工図は事前に設計事務所にチェッ
クを受けることになっているのですが、設計事務所もそれを見逃してしまったというわけ
です。

Q 4 本来ならチェック義務のある設計監理者に大きな責任があるのでは。それにこの不
適合箇所というのは、条例違反なんですか。建築基準法に違反しているわけではないので
すね。

A 4 はい。建築基準法にはクリアしています。沖縄県にも同様なまちづくり条例がある
のですが、それにも違反しているわけでもありません。県の条例より那覇市の条例の基準
がより厳しくて、前述の出入り口でも、県では 80cm 那覇市では 85cm となっているため、
不合格となってしまったのです。

Q 5 それでもやはり事前に協議してあった数値をチェック出来なかったことが、身障

者サイドからの使い勝手が悪いので改善して欲しいという要望になって、7,500万円もかけて手直しをすることになったのではないのですか。チェックの意味がなかったのでは。

A 5 7,500万円の工事は、不適合箇所の手直し工事ではなく、利用者サイドから要望があった利便性を高めるための追加工事です。不適合箇所を是正するための工事費用は業者が負担しました。

Q 6 基本設計から実施設計、仕様書の段階でのチェックはなかったのですか。どの段階でのチェックミスなのですか。

A 6 それぞれの段階でチェックは行っているのですが、不適合箇所というのは、全部の出入り口というわけではないのです。一部の箇所が84cmとか80cmしかなかったのです。それと廊下等のスロープの勾配は12分の1以下と定められているのですが、それも一部12分の1以上の傾斜になっている箇所があったのを那覇市に指摘されたのです。

Q 7 これらのことは多分、身障者の方々にとっては大きな障害になるとと思いますが、こういう合意形成がどの時点でなされたのかが問題となるとと思いますが。

A 7 実施設計段階では事前協議を行っていますから、施工の段階でそういった数値を見落としてしまったのです。

Q 8 利用者側の使い勝手が悪いと指摘されたことなんですが、設計段階で利用者の意見を聞くことはなかったのですか。具体的な模型作製はなかったのですか。

A 8 もちろん、基本設計の段階で入居者団体、障害者団体にも意見を聞いたのですが図面段階でのヒアリングだけでは、詳細な動作環境だとか、空間、立体的な関連性がかめなかったようです。模型ももちろん作製しました。那覇市の条例に違反していると新聞等で取り上げられたので、各関係団体が視察や見学等を行ったのですが、実際に利用してはじめて、企画段階や実施設計時には想定出来なかった不都合な箇所が出てきたわけです。例えば、設計段階では「空間構成が大変素晴らしい」と賞を受賞したほどの評価をうけましたが、その開放的で透明性のある空間を得るために外廊下となっていますが、その出入り口はすべて掃き出しのドアとなっています。それも、腰付きではない全面ガラスのサッシが外廊下に面して入っているわけです。しかしながら、沖縄は台風の常襲地であるため、台風時の雨水進入防止対策としてサッシの「雨返し」が必要なのですが、バリアフリーということでその雨返しが十分にとれない。そのため、雨対策として通常よりは重いサッシにしなければなりません。それでも、利用者のことを考えサッシを特注し、可能な限りサッシの重量を軽くしたつもりですが、それでも、利用者からは重くてドアの開閉が大変との指摘でした。解放された明るい空間をつくりたいという当初、我々が意図したのと違った結果となったわけです。

Q 9 使い勝手が悪い所というのは、基本設計の問題ではなく、建物が出来上がって実際に利用してみないと分からないというところがありますよね。見栄えも良くて、快適にと意図したところと台風対策のための処置等との整合性が難しかったということですか。

A 9 はい。例えば、出入り口の有効幅が不合格となった場所の一つは、給湯室なんです。施工業者は、給湯室には車椅子の出入りはないだろうという判断で、通常の事務所の出入口の幅で施工図を作製したようです。県の条例の 80cm はクリアーしているので 80cm でも大丈夫と判断したようですが、那覇市の条例には違反していると。福祉の殿堂という建物ですから高齢者など色々な方が利用するというので、那覇市の条例では給湯室でもどこでも、内法の幅は 85cm 必要でドアの厚み分有効開放に足りない箇所を不合格としたようです。

Q 10 福祉施設なのに重い扉だけで自動ドアがひとつもないのも少しおかしいと思います。自動ドアは台風のために適切ではないと判断されたのですか。

A 10 ドアについては、設計監理者がドイツだったと思うのですが、先進国視察に行つて、施錠の時に水密性の高いドアで特養とか老人ホームの福祉施設で採用されているもので、開放的で明るい空間をつくるという設計意図から採用されたようですが、結果的には不評になってしまいました。

Q 11 むこうの身障者の方には簡単に開け閉めできて、こちらではそれが出来ないというのは、同じものを採用せず違ったものを採用したということですか。

A 11 そういうことではなくて、視察国にはこのような種類のドアがあるということで、地元のアルミサッシ業者と一緒に研究し、台風対策用の水密性の高いドアを製作したのですが、少し重い感じだが、このくらいの重さなら大丈夫だろうと判断して施工したようです。ドイツなどのヨーロッパ はあまり風が強くないですから、軽いサッシでも大丈夫だと思つたのですが、台風常襲地である沖縄の自然条件に合わせて、風圧に耐え雨替えしもしらないサッシは重量が違つたものになった。それでも可能な限り、軽くするようにしたとのことですが。

また、利用に際して、不都合とされた点の一つにこの建物の前に都市計画道路の石嶺線が出来る予定があつたので、その道路と建物の間に「ユイの森」というのを計画していました。その時の建物へのアクセスが、石嶺線からメインエントランスをとおり地下駐車場におりていくようになっていたのが、この石嶺線がなかなか進捗しないので、この「ユイの森」が同時に整備出来なかつた。そうすると、暫定的にスペースが空いたので駐車場を整備したのですが、その時に併せて、そこからもアクセス出来るように工事をすれば良かったのですが、工事の面からも予算の面からもなかなか対応出来ずにつくってしまった。そうすると、車椅子を使用している方がここの駐車場を利用すると砂利が入つて車が入らない、総合案内板がないなどの要望が出てきたようです。我々が設計したアクセス方法の、エントランスから地下駐車場におりてエレベーターを利用し建物に入つという方法ををとれば車椅子の方でも問題はなかつたと思つたのですが、グランドレベルに駐車場があると、どうしても地下にある駐車場より、その駐車場を利用する方が多く、前述の使いづらいつの意見になり、当初の我々の意図したものとは違つた結果となりました。このように、いろいろな複合要因があつて問題化してしまつたのです。

委員の意見

事前に協議していながら、違うものを施工してしまったということは、やはり大きな問題ですね。立派な建物なのに最初からケチがついてしまったのはとても残念です。このような建物を造るときは、今回のケースのように健常者だったら何でもないことが、障害がある人たちには大変利用しづらい場合があるということなど、建物利用者の立場をもっと意識をして施工にあたらなければならないのではないのでしょうか。